

第5回統計委員会・第7回基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成20年1月21日(月) 15:00~17:30

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

3 出 席 者

【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、美添委員

【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、
農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、
国土交通省総合政策局情報管理部長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、
東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長
貝沼総務省政策統括官(統計基準担当)

- 4 議事次第
- (1) 専門委員の発令等について
 - (2) 総務大臣からの諮問第2号の答申「平成20年に実施される漁業センサスの計画について」
 - (3) 総務大臣からの諮問第3号の答申「平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」
 - (4) 総務大臣からの諮問第4号「公的統計の整備に関する基本的な計画について」
 - (5) 総務大臣からの諮問第5号「平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」
 - (6) 今後の進め方等について
 - (7) その他

5 議事概要

- (1) 竹内委員長から、資料1により専門委員の発令及び資料2により部会に属すべき専門委員の指名の報告がされた。
- (2) 総務大臣からの諮問第2号の答申「平成20年に実施される漁業センサスの計画について」
産業統計部会の舟岡部会長から、資料3に基づき、答申案の内容等の説明が行われた後、「平成20年

に実施される漁業センサスの計画について」の答申は、資料3の案のとおり採択された。

また、舟岡部会長から、席上配付資料に基づき、今後の基本計画部会等の審議の参考として、産業統計部会における当該調査の計画の審議過程で出た多面的な視点での検討が必要な事項についての報告が行われた。

(3) 総務大臣からの諮問第3号の答申「平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」

企業統計部会的美添部会長から、資料4に基づき、答申案の内容等の説明が行われた後、「平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」の答申は、資料4の案のとおり採択された。

また、美添部会長から、席上配付資料に基づき、今後の基本計画部会等の審議の参考として、企業統計部会における当該調査の計画の審議過程で出た多面的な視点での検討が必要な事項についての報告が行われた。

(4) 総務大臣からの諮問第5号「平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」

會田総務省統計審査官から、資料6に基づき、諮問内容の説明が行われ、その後、本諮問については、人口・社会統計部会に付議されることとなった。

(5) 総務大臣からの諮問第4号「公的統計の整備に関する基本的な計画について」

北田総務省統計企画管理官から、資料5に基づき、諮問内容の説明が行われ、その後、本諮問については、基本計画部会に付議されることとなった。

(6) 今後の進め方等について

① 基本計画部会ワーキンググループの設置等について

資料7及び資料8に基づき、基本計画部会ワーキンググループ（以下「WG」という。）の設置及びその運営等に関する説明の後、質疑等が行われた。その後、各WGの座長及び委員等については資料7及び資料8のとおり了承された。質疑における主な意見は次のとおり。

- ・ 各WGの役割分担は、厳密に決める必要はなく重複があってもよい。
- ・ WGのミッションは、5年間に実施可能なものを議論することになるが、統計や情報の利活用についての「あるべき姿」を何らかの形で基本計画部会の中で議論すべき。
- ・ 一つ一つの具体的対策と実現のための工程表を明確にすべき。
- ・ 行政記録の活用や匿名データの利用については、個別統計に即して考える必要があるので、第4WGだけでなく他のWGでも議論すべきではないか。
- ・ 統計データの二次利用については、第2WG及び第3WGで個別調査ごとに議論するのではなく、第4WGでまとめて議論する方がよいのではないか。
- ・ 統計データの二次的利用に関する潜在的な利用者の意見や要望をホームページ等で聞く方法もあるのではないか。
- ・ 行政記録の活用等の全体に関わる問題は、各WGから基本計画部会に上げて議論すればよいので

はないか。各WGにおける検討状況を適宜、基本計画部会に上げて議論すれば、コーディネートも可能になるのではないか。

- ・ 基幹統計の指定に関しては、諸外国を参考にして、各WGにおいて大体このようなものという案を早い段階で基本計画部会に上げて議論してはどうか。
- ・ 基幹統計の指定基準については、有用性だけでなく、統計の作成段階において秘密の保護や正確性の確保、加工・推計の方法に客観性があることなどが要件になるのではないか。
- ・ 公的統計の体系的整備をすることによって何が重要で、何が基幹になる統計かが明確になる。
- ・ 「非常に重要で価値の高い統計情報」が基幹統計と考えるべき。秘密保持は特に統計調査において重要だが必要なら改善勧告のようなものを出せばよい。正確性も相対的なものに過ぎない。
- ・ 基幹統計を指定したときに、集計表は常に変化するもので、集計の内容まですべて決める必要はないのではないか。
- ・ 基幹統計は指定統計とは違って基幹統計調査とは別のものであり一対一に対応しない。基幹統計はあるべき姿を前提に考えるべき。
- ・ 統計をどこまで一つとして捉えるかについては、公表物単位あるいはプロジェクト単位で指定する方が解りやすいのではないか。また、重要性の基準は大事であるが、正確性の基準もその次に大事である。発展途上の統計もあることから、より正確になることを促進するような形で基幹統計として指定するような決め方がよいのではないか。
- ・ ユーザーの視点からは、いくつかの統計がある程度集約した形で基幹統計に指定されている方が使いやすい面もある。
- ・ 基幹統計は、有用性がある一定の性質を持った統計表の集合であり、その際に、統計を作るときの情報源はいくつかあってもよい。いくつかある統計表をうまく統合できるものがあれば、それを基幹統計と呼べばよいのではないか。

② 議論の方向性について

竹内委員長から、資料10及び資料11の主旨説明の後、記載された具体的内容については、今後の各WGの検討の中で、課題として認識した上で議論していくこととされた。

(7) その他

- ① 中島統計委員会担当室長から、総務省提出資料（参考7）及び厚生労働省提出資料（参考8）の紹介が行われた。
- ② 貝沼総務省政策統括官から、参考9に基づき、指定統計調査の調査票の目的外使用手続きの改善措置の内容及び同措置を本年2月1日から運用する旨の説明があった。
- ③ 次回の委員会は2月18日（月）の15:00～17:00に開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>